

令和6年 第8回

甲斐市農業委員会議事録

令和6年8月28日

1 日 時 令和6年8月28日(水) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所 竜王庁舎 新館2階 防災対策室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
報告第31号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第33号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

#### 4 欠席委員

5 議事録署名委員 11番 井上 正義 委員、12番 小澤 英雄 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 佳浩

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後4時50分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは、第8回農業委員会総会を始めさせていただきます。  
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに  
会議を開きます。

（日程第1 議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、11番 井上委員と 12番 小澤委員を指名致  
します。

（日程第2 会期の  
決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい  
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。  
それでは議事に移ります。

（日程第3 議事）  
（報告第14号）

【議長】

「報告第19号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」  
を上程致します。  
事務局に 番号7番 から 8番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規程 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 7 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

島上条●●、面積 82 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが雑種地にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 8 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

中下条●●、面積 339 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第 20 号)

それでは次の議事に移ります。

【議長】

「報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 27 番 から 31 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規定 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 27 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

西八幡●●、面積 1342 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんほか1名に所有権移転により集合住宅建築のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 28 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

名取●●ほか 1 筆、合計面積 357 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により駐車場兼資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 29 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

中下条●●、面積 330 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんほか 1 名に、所有権移転により自己用住宅兼店舗にするための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 30 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

島上条●●、面積 56 m<sup>2</sup>を●●から●●の●●さんに、払い下げにより雑種地にするための届出が出ています。

この土地は前の案件、報告第 19 号番号 7 番の土地と一体で利用します。

続きまして

番号 31 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

中下条●●、面積 656 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 3 区画にするための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 31 号)

それでは次の議案に移ります。

【議長】

「議案第 31 号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 13 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

番号 13 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

岩森●●ほか 11 筆、合計面積 4450 m<sup>2</sup>を●●の弁護士から●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、乗用モア、耕運機、噴霧器、刈払い機です。

モニターの写真は●●番地の北東側からと●●番地の北東側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

8月21日午前中に調査した訳ですが、事務局から説明があったように、この土地の方は弁護士が入って清算することと、●●さんは経営地を拡大するということですが、以前にも周辺で6筆で花きを生産しておりまして、更に経営拡大で12筆にしたいということですが、従事人数について確認したところ、福祉施設の従業員にも入っていたいで運営していく予定との話を聞いています。

平地で進入路もありますので、経営には問題ないと考えます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 写真を見て分かるのですが、回りに雑草が繁茂しており、酷い所は雑木林化している状況ですが、農地を使っただくのは有難いことですので、他には問題ないと思います。  
ご審議よろしくお願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●番●●委員】 この土地の真ん中に何か空いている所がるのですが、これはどうなるんですか。あと、入り口も出口もない状態になっているんですが。

【事務局】 こちらは●●番地になると思うのですが、この土地は今回の●●さんが持っていないで、真ん中にポツカリと他人の土地が入り込んでいるという形で、この土地も取得したいということで、所有者を探しているんですが、まだ見つからない状況ですが、ここについては耕作をしないと聞いています。

また、この土地は耕作しないので進入路は問題ないと思われます。

【議長】 他にご質問ございませんか。

質問がないようでございます。

番号 13 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 14 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 14 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

下今井●●ほか 1 筆、合計面積 355 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地で野菜の栽培を予定しています。所有機械については、耕運機、刈払い機です。

モニターの写真は南西側から撮影したものです。

【議長】 説明は以上です

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】

8月21日に現地調査を実施しました。

もとは水田でしたが、耕作する人が居なくなり、だいぶ荒地になっています。この土地を隣の会社が譲り受け、ニンニクの栽培をすることです。

特段問題はないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

現状は長い草が生い茂っている状況ですが、トラクターで耕せば直ぐ栽培できる状態になると思われます。

有効活用していただくことをお願いしたいと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号14番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号15番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号15番、地図公図は19ページから25ページになります。

下今井●●ほか5筆、合計面積4319㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。申請地で野菜と果樹の栽培を予定しています。所有機械については、トラクター、耕運機、刈払い機です。

モニターの写真は●●番地の北東側からと、●●番地の南西側から、●●番地の西側から、●●番地の南側から、●●番地の東側から撮影し

たものです。  
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 7月19日に正副会長、●●推進委員、事務局と現地調査しました。  
●●番地と北浦の●●番地、●●番地、ここはだいぶ放置されて雑木林が生い茂っていますが、ここの土地を弟さんが兄から譲り受け、伐採、伐根して畑にするとのこと。  
特段問題はないかと思えます。  
続けて、上ノ山●●6番地、●●番地、ここは良く管理されておりまして畑にしております。ここの土地も弟さんが兄から譲り受け、このまま畑として栽培するそうです。  
いずれも問題ないかと思えます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 兄さんから弟さんに譲渡するというので、現地を見ますと草が生い茂っている箇所がありまして、実際は重機を入れないと畑にはならない感じだと思えます。  
弟さんが一念発起して、野菜とか栗を栽培することで、頑張っていたらいいかなと思います。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。  
はい、どうぞ。

【●番●●委員】 ちょっと確認なんですけども、弟さんがやるそうですけども、住所が●●ですよね。こっちへ通ってやられるのか、その辺を教えてください。あと、農機具は弟さんが貰うのかも分かりましたら教えていただきたいと思えます。

【議長】 事務局お願いします。

【事務局】 こちらの案件につきましては実際にはですね、現在も弟さんの方が

この農地をお父さんと一緒にやっているということを聞いております。あと、●●から毎日ではないですが、通ってやっている聞いております。主は取得する本人となります。

いずれ、こちらに居るご家族とやられることとなります。

【議長】 その他にございますか。

質問がないようでございます。

番号 15 番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 それでは次の議案に移ります。

「議案第 32 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 22 番の説明を求めます。

-----  
【事務局】 はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 22 番、地図公図は 26 ページ、27 ページになります。

団子新居●●、面積 432 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんほか1名に所有権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の第3種農地です。

建築予定面積は 110.74 m<sup>2</sup>の平屋建てで、污水については合併浄化槽で処理し北側道路側溝に放流、雨水も北側の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に ●番 ●●委員 の報告ですが、本日欠席されておりまして、本人より現地調査の結果は問題なしとの報告を受けています。

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

8月21日に現地調査したところ、住宅地に囲まれた現地でありますことから、問題ないかと思えます。よろしく願います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 22 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 23 番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 23 番、地図公図は 28 ページ、29 ページになります。

竜王●●、面積 1459 m<sup>2</sup>のうち 957.96 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に賃貸借により資材置場にするための一時転用の許可申請が提出されました。

申請地は連続する農地規模が 10ha 未満の地域の第 2 種農地です。

近隣の水道施設の公共工事に伴い車両・資材置場として使用する計画。

使用部分は鉄板敷きで養生をし、工事車両と作業員の車両 21 台、仮設事務所1棟、発生土等の資材を置き、雨水は自然浸透の計画です。

一時転用期間は令和7年5月31となっています。

事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 願います。

【●番●●委員】

申請地は先ほど説明があったとおり、工事請負に伴い現場近くに資材置場として、現場事務所と作業員の駐車場の確保を目的としています。

場所は道路を隔ててドラゴンパークの駐車場と隣接しております、地目は梅畑です。既存の梅の木は植わった状態で保護するとともに駐車場になる箇所は鉄板養生、事務所は軽量鉄骨2階建て1棟を仮設のため、転用期間が終了し引き渡し後の農地に影響を及ぼさないよう配慮しております。雨水は自然浸透で理由書が添付され問題はないと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 7名で現地調査を実施しました。  
該当農地につきましては、農業振興地域内の農用地であります。近くにある市の水道タンクの敷地内にポンプ場を設置する公共事業による申請で仮設のプレハブ、資材置場にするための期限が定められた一時転用で特に問題ないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 23 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 24 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長  
番号 24 番、地図公図は 30 ページ、31 ページになります。  
竜王新町●●ほか 1 筆、合計面積 153 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に使用貸借により資材置場にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の第 3 種農地です。

隣接の雑種地と一体で利用し、工事車両 2 台、碎石等の資材を置く計画です。

雨水は碎石敷きのため自然浸透の計画です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。  
次に現地調査の報告を 3● ●●委員 お願いします。

【●番●●委員】 申請地は道路に接している雑種地の奥側の農地の2筆分を一時転用して  
同じ所有の雑種地と一体で借りて使用する計画です。  
3種農地で隣接する農地はなく、資材置場のため汚水はなし、雨水は自然  
浸透のため問題ないと思います。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 先ほど同じメンバーで現地調査を行いました。  
該当農地は住宅等が連坦する第3種農地で重機、車両を停めたり資材置  
場にするための使用貸借による転用申請で、雨水は自然浸透となって  
おりますが、転用面積が小さいため、特に問題ないと考えております。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 24 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 25 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長  
資料 7 ページをお願いします。  
番号 25 番、地図公図は 32 ページ、33 ページになります。  
竜王新町●●、面積 267 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに所有  
権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されまし  
た。  
申請地は住宅等が連坦する地域の第3種農地です。  
建築予定面積は 87.15 m<sup>2</sup>の 2 階建てで、汚水については公共下水道に  
放流、雨水は西側の道路側溝に放流する計画です。  
資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ない  
と考えられます。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。  
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●番 ●●委員にお願いします。

【●番●●委員】 申請地は赤坂台の中腹に位置するため、傾斜地で周辺には8月7日の豪雨により被害が広範囲に及びました。

私が8日の午前に別件で調査に向かう途中に目撃した道路への落石や冠水の跡、畑への土砂崩れ等の自然災害の脅威を実感しながら現地の前を通った際に下側の奥に位置する横森さんのお宅のカーポートから玄関先まで崩れた赤土が流入し、堆積した土をスコップとホースの水で清掃している女性を見かけたため、造成計画を重点に置き調査しました。境界に設置するL型擁壁の高さを図面で確認したところ、問題ない設計でした。この地域は住宅が連坦する3種農地で、汚水は公共下水道に接続、雨水は浸透柵で処理し、超過分を側溝に放流。都市計画法の規定による開発許可は申請済みで問題ないと考えます。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進】 該当農地は第3種農地であり、譲受人が自己用住宅1棟を建築する所有権移転の申請で、計画書によりますと汚水は公共下水道へ放流し、雨水は浸透柵で処理し、超過分については道路側溝へ放流。  
また、擁壁等を設置し土砂流出対策等を行うということで、特に問題ないと考えられます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 25 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 26 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 26 番、地図公図は 34 ページ、35 ページになります。

竜王新町●●、面積 345 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により建売分譲 1 区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の第3種農地です。

建築予定面積は 62.11 m<sup>2</sup>の 2 階建てで、汚水については合併浄化槽で処理し西側水路に放流、雨水については地下浸透としオーバーフロー分は西側水路に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●委員にお願いします。

【番●●】

先ほどの番号 25 番から直線距離で 140m しか離れていない農地ですが、更に急傾斜の形状になっていました。よって境界敷設のL型擁壁の高さは 1.7m から 2.3m になっています。また、調査時は除草されていましたが、現地は普段は雑草が繁茂して管理不適地と言わざるを得ない状況で、今回の転用により環境改善となることが期待されますので問題ないと考えます。

【議長】

次に ● ●委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

会長以下7名で現地調査を行いました。

該当農地につきましては、番号 25 番と同様に第3種農地で譲受人が自己用住宅1棟を建築する申請で、公共下水道がないため、汚水は合併浄化槽を経由し西側の水路へ。雨水については浸透柵で処理し、超過分は西側水路へ放流し、赤坂台地で土地が傾斜しているため、擁壁等を設置し土砂防止対策を行うことになっており、特に問題ないと考えられます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 26 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

【事務局】

次の議案に移ります。

「議案第 33 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 44 番 から 45 番 の説明を求めます。

はい、議長

資料 8 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 44 番、地図公図は 36 ページ、37 ページになります。

西八幡●●、面積 847 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに田を5年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10aあたり●●円です。

続きまして

番号 45 番、地図公図は 38 ページ、39 ページになります。

宇津谷●●、面積 603 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに畑を5年間新規に貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

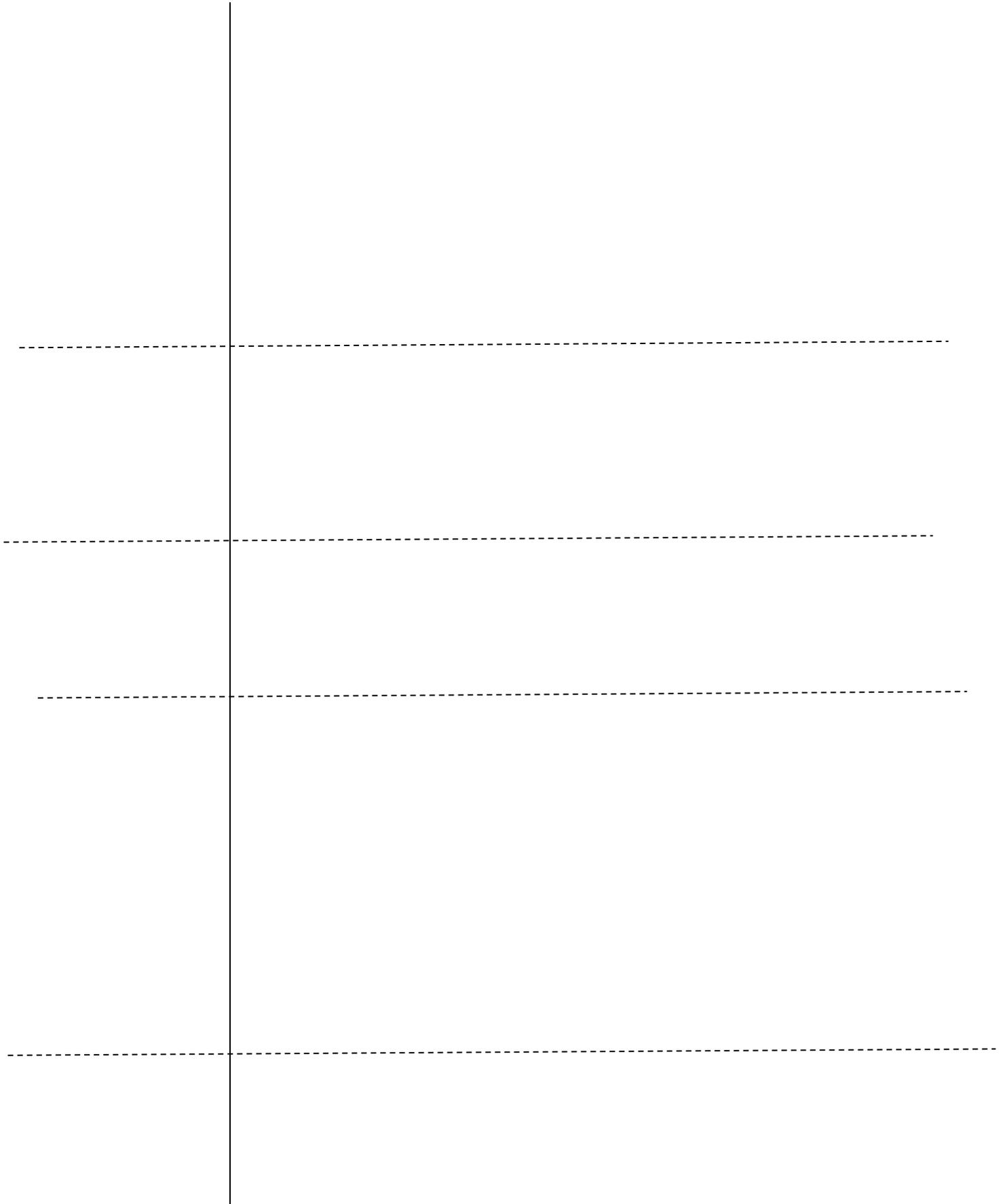
この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

ほんのうちりようしゅうせきけいかく

質問がないようですので、本農地利用集積計画 を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。



|

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

議事録署名委員 5番

---

議事録署名委員 6番

---

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

甲斐市農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之